



第1章

財務会計総論

- 1. 傾向と対策…………… 2
- 2. ポイント整理と実戦力の養成…………… 4
 - 1 企業会計原則／4
 - 2 貸借対照表／5
 - 3 損益計算書／10
 - 4 その他の計算書類等／13
 - 5 日本の会計制度／18
 - 6 財務諸表の監査／24
 - 7 国際財務報告基準（IFRS）／27

1. 傾向と対策

この章で扱う項目は、いずれも正誤選択問題としての出題が主であり、計算問題としてはあまり出題されていない。出題の中心は、財務諸表の基本的な表示ルールをはじめ、会計制度、ディスクロージャー制度などである。なお、近年は、会計・利益情報の特徴や国際財務報告基準（IFRS）の出題も増えている。

項 目	過 去 の 出 題	重要度
企業会計原則		C
貸借対照表	2023年(春)・第1問・問5（正誤） 2024年(春)・第1問・問3（正誤）	B
損益計算書	2023年(秋)・第1問・問4（正誤） 2024年(秋)・第1問・問5（正誤）	B
その他の計算書類等	2023年(春)・第1問・問3（正誤）	B
日本の会計制度	2023年(春)・第1問・問1（正誤） 2024年(春)・第1問・問1（正誤） 2024年(秋)・第1問・問2（正誤）	A
財務諸表の監査	2023年(春)・第1問・問2（正誤） 2023年(秋)・第1問・問2（正誤）	C
国際財務報告基準（IFRS）	2023年(春)・第1問・問9（正誤） 2024年(春)・第1問・問2（正誤） 2024年(春)・第1問・問8（正誤） 2024年(秋)・第1問・問3（正誤） 2025年(春)・第1問・問1（正誤）	A

総合その他	2023年(春)・第 1 問・問 6 (正誤)	B
	2023年(春)・第 1 問・問 8 (正誤)	
	2023年(秋)・第 1 問・問 1 (正誤)	
	2023年(秋)・第 1 問・問 7 (正誤)	
	2023年(秋)・第 1 問・問 8 (正誤)	
	2024年(春)・第 1 問・問 3 (正誤)	
	2024年(秋)・第 1 問・問 1 (正誤)	

2. ポイント整理と実戦力の養成

1 企業会計原則

Point ① 「企業会計原則」における一般原則

一般原則は、企業会計全般に関する基本原則である。会計処理を行うに当たって準拠すべき一般的な指針を示したものであり、次の7つの原則を定めている。

- ① 真実性の原則
- ② 正規の簿記の原則
- ③ 資本・利益の区別の原則
- ④ 明瞭性の原則
- ⑤ 継続性の原則
- ⑥ 保守主義の原則
- ⑦ 単一性の原則

Point ② 継続性の原則

① 内容

継続性の原則は、1つの会計事実について、2つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合、企業がいったん採用した会計処理の原則または手続を、每期継続して適用することを要請する原則である。

② 必要性

- a. 利益操作の排除
- b. 財務諸表の期間比較性の確保

③ 継続性の原則が問題とされる場合

1つの会計事実について、2つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合には、継続性の原則が問題となる。

1つの会計処理の原則または手続しか存在しない場合には、継続性の問題は生じない。なぜなら、1つの会計処理の原則または手続しか採用することができず、他の会計処理の原則または手続に変更することができないからである。

Point ③ 保守主義の原則

① 内容

保守主義の原則は、将来ある事象が企業の財政に不利な影響を及ぼすと予測される場合、会計原則の他の規定に反しない限り、慎重な判断に基づく会計処理を行うことを要請する原則である。

② 必要性

財務的な健全性を確保し、将来のリスクに備えるために要請される原則である。ただし、過度な保守主義は、真実な報告を歪めるものとして認められない。

2 貸借対照表

Point ① 構造

貸借対照表とは、株主・債権者その他の利害関係者に企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日（決算日）におけるすべての資産・負債及び純資産を一覧表示したものである。この貸借対照表に表示される一時点の数値のことをストックの数値と呼ぶことがある。

貸借対照表

(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
II 固定資産		II 固定負債	×××
(1) 有形固定資産		負債合計	×××
(2) 無形固定資産		(純資産の部)	
(3) 投資その他の資産	×××	I 株主資本	×××
III 繰延資産	×××	II 評価・換算差額等	×××
		III 株式引受権	×××
		IV 新株予約権	×××
		純資産合計	×××
資産合計	<u>×××</u>	負債及び純資産合計	<u>×××</u>

<資金の運用形態>

<資金の調達源泉>

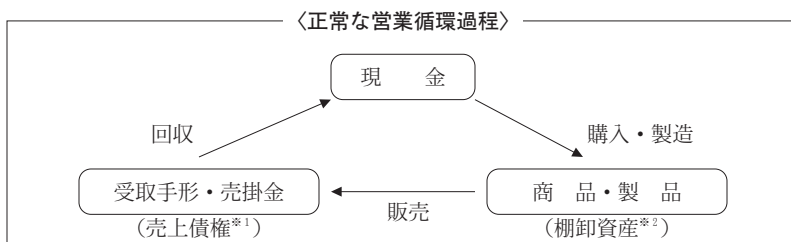
Point ② 資産及び負債の配列方法

- ① 流動性配列法…資産・負債について流動項目・固定項目の順番に配列する方法（財務流動性の程度をみるのに有用）。企業会計原則における原則的な方法である。
- ② 固定性配列法…資産・負債について固定項目・流動項目の順番に配列する方法（財務安全性の程度をみるのに有用）。

Point ③ 資産及び負債の流動・固定の分類基準

① 正常営業循環基準

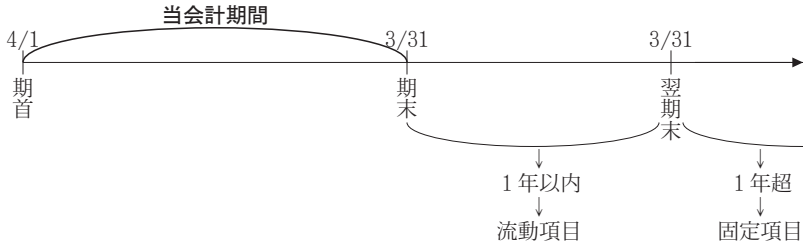
期間の長短にかかわらず、企業の正常な営業循環過程内にあるものを流動項目とする基準。



- ※1 主目的たる営業取引により発生した債権のうち、破産債権・更生債権は、正常な営業循環過程から外れるので一年基準が適用される。
- ※2 棚卸資産のうち、恒常在庫品として保有するものまたは余剰品として長期間にわたって所有するものも流動資産である。

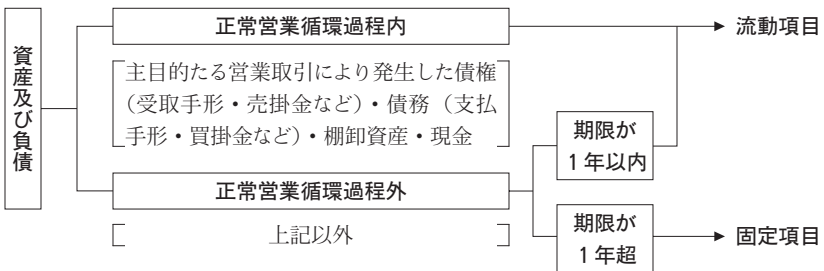
② 一年基準（ワン・イヤー・ルール）

貸借対照表日の翌日から起算して、一年以内に、入金または支払の期限が到来するものを流動項目とし、一年を超えて到来するものを固定項目とする基準。



③ 現行制度の分類基準の原則

まず正常営業循環基準を適用し、正常な営業循環過程内にあるものを流動項目とし、それ以外のものには、一年基準を適用する。



④ その他

- a. 有価証券→保有目的基準
- b. 未収収益、前受収益、未払費用→すべて流動項目、ただし、前払費用は一年基準
- c. 固定資産→残存耐用年数が1年以下となったものも固定資産

例題 1

資産・負債の流動・固定の分類基準に関する次の記述のうち、正しいものはどれですか。

- A 現金と同様預金についても、その性質上、常に流動資産として計上される。
- B 余剰品として長期間にわたって保有する棚卸資産は、一年基準により固定資産に分類される。
- C 主目的たる営業取引以外により発生した借入金等の債務については、一年基準の適用により、流動負債または固定負債に分類される。
- D 経過勘定項目については、すべて流動資産もしくは流動負債として計上される。

解答

C

解説

- A 正しくない。預金については、一年基準により流動資産もしくは固定資産の投資その他の資産に計上される。
- B 正しくない。棚卸資産は、正常営業循環基準により、すべて流動資産に属する。したがって、棚卸資産は恒常在庫品として保有するもの、または余剰品として長期間にわたって所有するものも流動資産に属する。
- C 正しい。主目的たる営業取引以外の取引により発生した借入金等の債務については、一年基準が適用される。例えば、借入金について、決算日の翌日から起算して1年以内に返済期限を迎える場合には流動負債に、1年を超えて返済期限を迎える場合には固定負債に分類される。ちなみに、当初3年の返済期限で長期借入金として固定負債に分類されていた場合でも、決算日の翌日から起算して1年以内に返済期限を迎えるようになると、1年以内に返済予定の長期借入金等の項目で流動負債に振り替えられる。
- D 正しくない。前払費用については、一年基準により流動資産もしくは固定資産の投資その他の資産に計上される。他の経過勘定項目については、流動資産もしくは流動負債として計上される。

例題 2

貸借対照表に関する次の記述のうち、正しいものはどれですか。

- A 貸借対照表の資産の部は、流動資産と固定資産に分類される。
- B 貸借対照表の負債の部は、流動負債、固定負債及び引当金に分類される。
- C 資産及び負債の配列方法には流動性配列法と固定性配列法があり、わが国では流動性配列法が原則となっている。
- D 資産及び負債の分類基準には正常営業循環基準と一年基準があり、一年基準により分類できない項目について、正常営業循環基準が適用される。

解答

C

解説

- A 正しくない。貸借対照表の資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の3つに分類される。
- B 正しくない。貸借対照表の負債の部は、流動負債と固定負債の2つに分類される。
- C 正しい。資産及び負債については、流動資産（負債）、固定資産（負債）の順に配列する流動性配列法が企業会計原則での原則的方法となっている。例外的に、電力会社、ガス会社等のような特定の業種については、固定性配列法が認められる場合がある。
- D 正しくない。資産及び負債の流動・固定の分類については、まず正常営業循環基準が適用され、次に正常営業循環基準で分類できない項目について、一年基準が適用される。

3 損益計算書

Point ① 構造

損益計算書とは、株主・債権者その他の利害関係者に企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間におけるすべての収益及び費用を一覧表示したものである。この損益計算書に表示される一会計期間の数値のことをフローの数値と呼ぶことがある。

なお、損益計算書については、以下の点に注意が必要である。

- ① 取引の対応関係や同質性に着目して収益・費用を対応させた区分表示と段階別利益が表示される。
- ② 売上高については、総売上高から売上値引・戻りや割戻しを控除した純売上高が表示される。
- ③ 特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なものとまたは每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。

損 益 計 算 書		
区分表示	営業損益計算	I 売 上 高 × × ×
		II 売 上 原 価 -) × × ×
		売上総利益 × × ×
	経常損益計算	III 販売費及び一般管理費 -) × × ×
		営業利益 × × ×
		IV 営業外収益 +) × × ×
	純損益計算	V 営業外費用 -) × × ×
		経常利益 × × ×
		VI 特別利益 +) × × ×
		VII 特別損失 -) × × ×
		税引前当期純利益 × × ×
		法人税、住民税及び事業税 -) × × ×
		法人税等調整額 ±) × × ×
		当期純利益 × × ×

→ 会社が一番最初に稼ぎ出した利益。粗利益ともいう。

→ 企業本来の営業活動から稼ぎ出した利益。

→ 本来の業績のほか、財務活動を含めた会社のトータルな業績を示す利益。

→ 会社の一会計期間における最終成果を表す利益。

段階別利益

Point ② 製造原価明細書

自社で財の製造加工を行う企業では、材料費、労務費、経費といった製造原価の内訳明細書である製造原価明細書を開示しなければならない。製造原価明細書は、損益計算書の売上原価の注記として開示される。材料費のほか製造加工のためにかかった人件費や減価償却費は、労務費や経費として製造原価を構成するため、損益計算書の販売費及び一般管理費とは区別される。

また、以下のように、製造原価明細書は製造から完成まで、損益計算書は完成から販売までの原価の流れを示しているといえる。

なお、連結財務諸表において、セグメント情報を注記により開示している場合には、製造原価明細書の開示は不要となっている。

製造原価明細書

材料費	30
労務費	20
経 費	<u>10</u>
当期総製造費用	60
期首仕掛品棚卸高	<u>40</u>
合 計	100
期末仕掛品棚卸高	<u>30</u>
当期製品製造原価	<u><u>70</u></u>

損益計算書

売上高	150
売上原価	
期首製品棚卸高	45
当期製品製造原価	<u>70</u>
合 計	115
期末製品棚卸高	<u>25</u>
売上総利益	<u><u>90</u></u>

例題 3

損益計算書に関する次の記述のうち、正しいものはどれですか。

- A 製品を製造するために利用した機械装置にかかる減価償却費は、販売費及び一般管理費に含まれる。
- B 特別損益項目であっても、一定の場合には営業外損益に含めることができる。
- C 販売促進のために行った売上値引や売上割戻は、販売費及び一般管理費もしくは営業外費用に含まれる。
- D 損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算、特別損益計算の3つに大きく分けられる。

解答

B

解 説

- A 正しくない。製品を製造するためにかかった人件費、設備費（減価償却費、賃借料など）、諸経費等のコストは、製造原価として処理する。

- B 正しい。特別損益項目であっても、金額が僅少なものとや毎期経常的に発生するものは営業外損益に含めることができる。
- C 正しくない。販売促進のために行った売上値引や売上割戻は、売上高から控除する。
- D 正しくない。損益計算における区分表示は、営業損益計算、経常損益計算、純損益計算の3つに大きく分けられる。

4 その他の計算書類等

Point ① 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間の変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。

そのため、当期変動額について、株主資本の各項目は変動事由ごとにその金額を総額で表示し、株主資本以外の各項目は純額で表示することとされている。ただし、株主資本以外の各項目についても主な変動事由ごとにその金額を総額で表示することができる。

	株 主 資 本									評価・換算差額等	株 式 引 受 権	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金				自 己 株 式					株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額														
剰余金の配当							△××	△××		△××			△××	
剰余金の配当による利益準備金積立					×××		△××	×××		×××			×××	
当期純利益							×××	×××		×××			×××	
株主資本以外の項目の当期変動額											×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	

Point ② キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、一会計期間における企業のキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示した一覧表である。

① 直接法

キャッシュ・フロー計算書

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	×××
原材料及び商品の仕入による支出	△×××
人件費の支出	△×××
その他の営業支出	△×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
法人税等の支払額	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	△×××
社債の発行による収入	×××
社債の償還による支出	△×××
自己株式の取得による支出	△×××
配当金の支払額	△×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
V 現金及び現金同等物の増加額（または減少額）	×××
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××
VII 現金及び現金同等物の期末残高	×××

② 間接法

キャッシュ・フロー計算書

I 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純利益（または税引前当期純損失）	×××
減価償却費	×××
受取利息及び受取配当金	△××
支払利息	×××
売上債権の増加額	△××
たな卸資産の減少額	×××
仕入債務の減少額	△××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△××
法人税等の支払額	△××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××

II投資活動によるキャッシュ・フローならびにIII財務活動によるキャッシュ・フローは直接法と同じである。

Point ③ 注記事項

注記とは、財務諸表本体の記載内容に関する重要事項を、財務諸表本体と別の箇所に言葉などを用いて記載したものである。主な注記事項は、以下のとおりである。

① 継続企業の前提に関する注記

現行の会計基準は、継続企業の前提のもとに制定され、すべての企業に等しく適用されている。ただし、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、あるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、そのような事象や状況が存在する旨とその内容など一定の事項を注記しなければならない。

② 重要な会計方針

- a. 有価証券の評価基準及び評価方法
- b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- c. 固定資産の減価償却方法
- d. 繰延資産の処理方法
- e. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- f. 引当金の計上基準
- g. 収益及び費用の計上基準
- h. ヘッジ会計の方法
- i. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- j. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

③ 重要な後発事象

注記の対象となる重要な後発事象とは、貸借対照表日後に生じた当期の財務諸表の修正は伴わないが、次期以後の財政状態・経営成績に重要な影響を及ぼす事象をいう。重要な後発事象は、次のとおりである。

- a. 火災、出水等による重大な損害の発生
- b. 多額の増資または減資及び多額の社債の発行または繰上償還
- c. 会社の合併、重要な営業譲渡または譲受
- d. 重要な係争事件の発生または解決
- e. 主要な取引先の倒産
- f. 株式併合及び株式分割

Point ④ 会計上の変更および誤謬の訂正

企業が選択した会計処理の原則及び手続並びに表示方法は、継続性の原則により、每期継続して適用しなければならないが、正当な理由があれば変更することができる。この場合の取扱いについては、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において次のように定められている。

なお、同基準では、会計上の変更として、会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更に区別し、会計上の変更ではないものの財務諸表に影響を与えるものとして誤謬の訂正を挙げている。

① 会計上の変更（原則的な取扱い）

a. 会計方針の変更

会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。この変更については、財務諸表の期間的な比較可能性や企業間の比較可能性を高めるために、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理をする**遡及適用**が求められる。

b. 表示方法の変更

表示方法の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた表示方法から他の一般に公正妥当と認められた表示方法に変更することをいう。この変更については、財務諸表の期間的な比較可能性を確保するために、新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用したかのように表示を変更する**財務諸表の組替え**が求められる。

c. 会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更とは、新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。この変更については、**過去に遡ることはせず**、その変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、その変更が将来の期間にも影響する場合には、**将来にわたり会計処理を行う**。

② 区別が困難な場合

有形固定資産の減価償却方法のように、会計方針に該当するものの、その変更が会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、**会計方針の変更を会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない**。

③ 誤謬の訂正

誤謬とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤りのことである。誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映する**修正再表示**が求められる。

5 日本の会計制度

制度会計とは、法律の規制を受ける会計のことである。わが国における制度会計としては、金融商品取引法に基づく会計及び会社法に基づく会計ならびに法人税法に基づく会計がある。3つの法律に基づくことから、トライアングル体制と呼ばれることがある。証券アナリスト試験では、特に、金融商品取引法と会社法の比較は重要である。

Point ① 制度会計の比較

	金融商品取引法	会 社 法
立法趣旨	国民経済の健全な発展及び投資者保護	主に株主と債権者の間の利害関係の調整
規制	開示規制	開示規制及び配当規制(剰余金の分配に関する規制)
対象会社	上場会社等	すべての会社
作成が求められる書類	①貸借対照表（連結貸借対照表）	①貸借対照表（連結貸借対照表）
	②損益計算書（連結損益計算書）	②損益計算書（連結損益計算書）
	③株主資本等変動計算書 （連結株主資本等変動計算書）	③その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの、株主資本等変動計算書（連結株主資本等変動計算書）及び個別注記表（連結注記表）
	④キャッシュ・フロー計算書 （連結キャッシュ・フロー計算書）	④事業報告
	⑤附属明細表（連結附属明細表）	⑤附属明細書（連結附属明細書）

Point ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

会計基準とは、財務諸表の作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範として形成されたものであり、これらの基準は公正妥当なものとして社会的な承認を得ているという意味で、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と呼ばれている。

金融商品取引法は、立法趣旨を達成するために利益情報の開示を求めているが、その具体的な内容は指示していない。形式面については、「財務諸表等規則」や「連結財務諸表規則」において規定しているが、規定の詳細は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に委ねられている。また、会社法についても、金融商品取引法と同様に、利益の具体的な計算方法について詳細かつ包括的な規定を持っていない。具体的な計算規定については、「会社計算規則」に委ねられているが、網羅しきれない部分については、金融商品取引法と同様に一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている。

なお、企業会計審議会や企業会計基準委員会が設定し公表した会計基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」を構成すると考えられている。

Point ③ ディスクロージャー制度

① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度（法定開示）

金融商品取引法に基づき情報が開示されるといっても、財務諸表だけが単独で開示されるのではなく、実際には、**発行市場**（新規の株式発行や起債を行う場合の投資家保護）と、**流通市場**（公開後の株式等を売買する場合の投資家保護）に向けて、次のような名称の書類が開示される。これらの届出書や報告書は、会計以外の情報も含まれるが、財務諸表は、その中の重要な一部として組み込まれ、その内容は、**公認会計士**または**監査法人**によって**監査**される。

- ・発行市場における発行開示書類……有価証券届出書、目論見書など
- ・流通市場における継続開示書類……有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書など

a. 開示資料

イ. 有価証券報告書

営業や経理の状況等の情報を記載した報告書で、各事業年度経過後 3 ヶ月以内に財務局長等へ提出する必要がある。

有価証券報告書では、財務諸表による財務情報のほか、財務諸表で開示される情報以外の**非財務情報**も開示されている。この非財務情報については、経営戦略、MD&A（Management Discussion & Analysis：経営者による財政状態および経営成績の検討と分析）、リスク情報などが挙げられる。さらに、非財務情報として、2023年より、「サステナビリティに関する考え方及び取組」（サステナビリティ情報）の開示が義務付けられた。サステナビリティ情報のうち、「ガバナンス」と「リスク管理」については、すべての企業が開示するものとされ、「戦略」と「指標及び目標」については各企業が重要性を踏まえて開示の可否を判断するものとされている。なお、この非財務情報は、監査の対象外である。

ロ. 半期報告書

従来、金融商品取引法においては、一事業年度を 3 ヶ月に区分した報告書として四半期報告書の作成開示が求められていた。しかし、2024年 4 月以降は、企業のコスト削減や開示の効率化のために、四半期報告書（第 1 および第 3 四半期）は廃止され、証券取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化された。また、開示義務の残る第 2 四半期報告書は、半期報告書として作成開示が必要となっている。

ハ. 臨時報告書

臨時的に発生した事実のうち、企業内容に重要な影響を与える可能性のあるものに関する報告書で、当該事実の発生により遅滞なく提出する必要がある。

b. 代表的な閲覧場所

イ. 紙媒体

有価証券報告書総覧

ロ．電子媒体

インターネットを利用した電子情報開示システムEDINET（Electronic Disclosure for Investors’ NETwork）

② 金融商品取引所（証券取引所）の規則によるタイムリーディスクロージャー（適時開示）

会社法や金融商品取引法による制度開示とは別に、**タイムリーなディスクロージャー**を一層充実させるため、証券取引所は、上場会社に次のような情報の開示を義務付けている。

- ・ 決定事実に関する情報……株式の発行、資本の減少、自己株式の取得、会社分割等
- ・ 発生事実に関する情報……主要株主の異動、災害の発生、破産等の申立て等
- ・ 決算に関する情報………決算内容、業績予想の修正等、配当予想の修正等

a．決算短信

適時開示が義務付けられている情報のうち定期的に開示されるのが「決算に関する情報」である。決算発表は、取引所が定める共通の様式である決算短信によって行われ、有価証券報告書の開示に先立って開示される。

決算短信で特徴的なのは、売上や利益といった当期の業績数字のみならず、**次期の業績予測が開示される点**であり、決算短信の有用性を高めている。また、前述のとおり、四半期開示については、2024年4月以降、金融商品取引法上の四半期報告書（第1および第3四半期）は廃止され、証券取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化された。

b．代表的な閲覧場所

適時開示の一連のプロセスである取引所への事前説明、報道機関への公開、ファイリング、公衆縦覧は、原則として、インターネットを利用した適時開示情報伝達システムTDnet（Timely Disclosure network）により行う。

③ 企業個有の開示（自主開示）

自主的に開示される情報としては、**統合報告書**、**CSR 報告書**（Corporate Social Responsibility Report）やアニュアル・レポートなどの IR 情報がある。これらは各社のウェブサイト等で提供されている。この中でも、財務情報と非財務情報を有機的に結びつけた統合報告書は、国際統合報告評議会（IIRC：International Integrated Reporting Council）による国際統合報告フレームワークの公表を契機に、近年開示する企業が増加している。

なお、IIRC は、2021年 6 月にサステナビリティ会計基準審議会（SASB：Sustainability Accounting Standards Board）と統合して価値報告財団（VRF：Value Reporting Foundation）となり、VRF と気候変動開示基準委員会（CDSB：Climate Disclosure Standards Board）は、2022年 6 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB：International Sustainability Standards Board）に統合されている。

例題 4

会計制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれですか。

- A 会社法にしたがって作成される計算書類には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書が挙げられる。
- B 金融商品取引法と会社法において、利益の計算方法の詳細を規定していないものについては、いずれも一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって計算される。
- C 法定開示書類である有価証券報告書については、電子開示が認められていない。
- D 決算短信は、金融商品取引所（証券取引所）の様式にしたがった法定開示である。

解答

B

解 説

- A 正しくない。会社法にしたがって作成される計算書類には、キャッシュ・フロー計算書は含まれない。
- B 正しい。金融商品取引法及び会社法は、利益の具体的な計算方法について詳細かつ包括的な規定を持っていない。金融商品取引法では、「財務諸表等規則」に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがうものとしている。また、会社法では、具体的な計算規定について「会社計算規則」に委ねているが、網羅しきれない部分については、金融商品取引法と同様に、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行にしたがうものとしている。
- C 正しくない。法定開示である有価証券報告書の開示は、従来の紙ベースでの情報開示に加え、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムであるEDINETにより行うことが認められている。
- D 正しくない。決算短信とは、株主総会の承認を受けて最終的に確定する前に開示される決算情報をいい、金融商品取引所（証券取引所）が定める様式にしたがって上場各社により作成・開示が行われている。決算短信は、法律による強制ではないものの、取引所の自主規制という形で開示が義務付けられている。

6 財務諸表の監査

Point ① 財務諸表監査の意義

企業が公表する財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているのかを、企業から独立した第三者によって確かめ、その結果を報告する行為のことである。監査によって信頼性が担保された財務諸表は、投資家の利用を促し、証券取引の円滑化に結び付く。なお、財務諸表が会計基準に準拠して作成されているかどうかをチェックする際、公認会計士が行うべき標準的な手続は、企業会計審議会が公表した「**監査基準**」に記載されている。

Point ② 金融商品取引法監査

金融商品取引法では、上場企業が有価証券報告書等で開示する財務諸表につき、公認会計士または監査法人の監査を義務付けている。監査報告書には、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見が記載される。財務諸表の適正性に関する公認会計士の意見は監査意見と呼ばれ、監査基準では監査意見を①無限定適正意見、②限定付適正意見、③不適正意見の3つに分類し、責任ある意見を表明できない場合は、④意見不表明とする。

なお、上記の意見に加えて、監査の過程で、企業が倒産のリスクを抱える等、継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての重要な疑義を抱いた場合には、その旨を追記することとされている。

① 無限定適正意見

公表された財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められるときに表明される。重要な監査手続が実施され、かつ、その重要な監査手続で重大な不正や誤謬が認められなかった場合の意見表明である。

② 限定付適正意見

会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切な

ものがあり、無限定適正意見を表明できない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないときに表明される。また、重要な監査手続きを実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときに表明される。

③ 不適正意見

公表された財務諸表が会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表全体として虚偽の表示に当たる場合の意見表明である。

④ 意見不表明

重要な監査手続きが実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明しない。

Point ③ 監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）

監査上の主要な検討事項とは、当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査に特に重要であると判断した事項である。

この記載によって、従来不十分とされていた監査人が監査意見を表明するに至ったプロセスに関する情報が提供され、監査の透明性や信頼性の向上につながると期待されている。

なお、この事項は、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査意見とは区別される。

例題 5

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものはどれですか。

- A 公認会計士が、財務諸表監査を実施する際の手続は、「会計基準」に記載されている。
- B 財務諸表監査においては、公認会計士による財務諸表の適正性に関する監査意見が常に表明される。
- C 無限定適正意見が表明された監査報告書に、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提に重要な疑義があるという追記情報が記載される場合がある。
- D 経営者が採用した会計方針の選択等に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどではない場合に、不適正意見を表明する。

解答

C

解説

- A 正しくない。公認会計士が、財務諸表監査を実施する際の手続は、企業会計審議会が公表した「監査基準」に記載されている。
- B 正しくない。何らかの事情により重要な監査手続が実施できず、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、監査意見は表明されない。
- C 正しい。監査の過程で、企業が倒産のリスクを抱える等、継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての重要な疑義を抱いた場合には、無限定適正意見に加えて、その旨を追記することとされている。
- D 正しくない。問題文の状況で表明されるのは限定付適正意見である。不適正意見は、不適切な内容が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合に表明される。

7 国際財務報告基準（IFRS）

Point ① 国際財務報告基準（IFRS）

国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）とは、国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）が公表する一連の会計基準である。これは、投資家をはじめとする財務諸表の利用者が、国際的な共通ルールに基づいて比較可能性を確保し、有用な意思決定を行うことを目的としている。企業にとっても、利用者に受け入れられることは資金調達等の面で有益に働くことから、IFRS の適用は国際的に増加の傾向にあり、特に、EU 加盟国内の上場企業では、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成が強制されている。

Point ② 適用要件

従来、日本の企業が IFRS を適用するためには、下記①～③の要件を満たす必要があった。

- ① 上場していること
- ② IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること
- ③ 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること

しかし、現在では、すべての要件を満たさなくても海外からの投資を幅広く受け入れている場合や IPO 企業の適用による負担軽減等の側面を考慮して、上記②のみの要件を満たすことで国際財務報告基準の適用が可能となっている。

また、IFRS と日本基準で著しく異なる部分については、日本企業が採用しやすいように部分修正した修正国際基準（JMIS：Japan's Modified International Standards）が制定され、2016年3月期から適用が開始されている。現在の日本では、国際会計基準について、IFRS と修正国際基準が選択可能となっている。

Point ③ 日本基準と IFRS の差異

日本基準と IFRS の主な差異は以下のとおりである。

	日本基準	IFRS
会計基準の前提	細則主義（的）	原則主義（的）
重視する利益	当期純利益	包括利益
リサイクリング	必ず行う。	一部行わない場合がある。
のれんの処理	20年以内に規則的な償却を行う。	非償却
	減損処理	減損処理
資産と負債の差額	純資産	資本
非支配(株主)持分	純資産の部に株主資本とは区別して表示する。	資本の部に親会社株主帰属持分とは区別して表示する。

参考 会計及び利益情報の特徴

企業活動のデータは、企業が作成し利用するだけでなく、利害関係者の意思決定においても重要な判断材料といえる。そこで、単なるデータを、一定のルールに当てはめて信頼性や比較可能性を付与するとともに、修正加工することによって有用性の高い情報として活用することが期待されている。

このような会計及び利益情報について、以下の特徴が挙げられる。

- ・ 経営者と投資家の情報の格差（情報の非対称性）の緩和・解消に役立つ。
- ・ 必要に応じて、修正、加工する場合がある。
 - 修正加工の段階で、一部情報が脱落することがある。
- ・ 主要な機能は情報提供機能、意思決定支援機能であり、副次的な機能として利害調整機能を有している。
- ・ 企業の取引を集計、要約した定量的情報である。
 - ファンドメンタル分析に用いる際には、数値化されない定性的情報

も含めて判断する。

- 利益は、将来見通しや会計方針の多様性により、唯一絶対的なものではなく、相対的なものである。したがって、事実上忠実な利益は1つではなく、複数存在する。

→経営者の恣意性が介入する余地がある。

- 利益は、会社法による分配可能額、法人税法による課税所得の計算においても基礎となる。

参考 概念フレームワーク

概念フレームワークとは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。これには、以下の役割が期待されている。

- ① 財務諸表利用者にとって、会計基準の解釈の際の負担を軽減する。
- ② 会計基準の設定主体にとって、将来の基準開発の指針となる。
- ③ 国際的な基準設定の場において、日本の概念的な基礎を提供する。

また、先行して公表されている海外の概念フレームワークにならい、以下の構成となっている。

第1章 財務報告の目的

第2章 会計情報の質的特性

第3章 財務諸表の構成要素

第4章 財務諸表における認識と測定

MEMO



第2章

資産会計

1. 傾向と対策.....32
2. ポイント整理と実戦力の養成.....35
 - 1 金融資産／35
 - 2 債権の評価／35
 - 3 有価証券／40
 - 4 棚卸資産／53
 - 5 固定資産／66
 - 6 減価償却／67
 - 7 リース会計／82
 - 8 減損会計／98
 - 9 繰延資産／104
 - 10 経過勘定／108

1. 傾向と対策

資産会計は、財務会計を学ぶうえで中核をなす論点である。以下の各資産項目からは毎回のように出題されている。

金融資産については、有価証券及び債権の評価に関する問題を中心に、正誤選択問題ならびに計算問題が出題されている。特に、有価証券の分類、評価及び会計処理方法といった論点が多く出題され、今後も出題される可能性は非常に高く、十分な対策が必要である。

棚卸資産については、原価配分方法及び評価基準に関しての正誤選択問題や計算問題が出題されている。単に原価配分方法を覚えるだけでなく、収益性の低下や減耗が生じた場合の期末評価の会計処理についても理解しておくことが重要である。

固定資産については減価償却、減損会計を中心に出题されている。減価償却については、定額法や定率法といった計算処理だけでなく、減価償却方法の相違による利益への影響及びプロスペクティブ方式についても理解しておくことが重要である。減損会計については、減損の兆候や減損損失の認識・測定といったプロセスを踏まえた問題が出題されている。リース会計については、2027年4月1日より適用が義務付けられる（2025年4月1日より早期適用も可能）「リースに関する会計基準」への移行期間でもあることから、出題は控え気味となっている。

以上のような項目については、十分に学習をしておく必要がある。

項 目	過 去 の 出 題	重要度
金融資産		C
債権の評価	2024年(春)・第2問・問4 (計算) 2025年(春)・第1問・問13 (正誤)	B
有価証券	2023年(秋)・第1問・問10 (正誤) 2024年(春)・第3問・I (計算) 2024年(秋)・第2問・問3 (計算) 2025年(春)・第1問・問11 (正誤)	A
棚卸資産	2023年(春)・第1問・問10 (正誤) 2023年(春)・第2問・問3 (計算) 2023年(秋)・第1問・問11 (正誤) 2024年(春)・第1問・問12 (正誤) 2025年(春)・第1問・問3 (正誤) 2025年(春)・第2問・問3 (計算)	A
固定資産	2023年(春)・第1問・問11 (正誤) 2023年(秋)・第1問・問12 (正誤) 2024年(春)・第1問・問11 (正誤)	A
減価償却	2023年(春)・第1問・問11 (正誤) 2023年(秋)・第2問・問2 (計算) 2024年(春)・第2問・問2 (計算) 2024年(秋)・第3問・I (計算) 2025年(春)・第1問・問12 (正誤)	A

リース会計	2023年(秋)・第3問・I (計算)	B
減損会計	2023年(春)・第2問・問4 (計算)	A
	2023年(秋)・第2問・問4 (計算)	
	2024年(秋)・第1問・問11 (正誤)	
	2025年(春)・第3問・I (計算)	
繰延資産		C
経過勘定		C
総合その他	2024年(秋)・第1問・問6 (正誤)	B
	2025年(春)・第1問・問5 (正誤)	

2. ポイント整理と実戦力の養成

1 金融資産

Point ① 金融資産の意義

現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券ならびにデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）により生じる正味の債権等をいう。

Point ② 金融資産の評価基準の基本的考え方

時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた処理を定める。

「金融商品に関する会計基準」における時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

2 債権の評価

Point ① 基本的な考え方

債権の評価については、その貸借対照表価額は取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額でなければならない。

ここでいう貸倒引当金とは、売上債権や貸付金について、次期以降回収不能（将来の損失）となる可能性が見込まれる場合、これに備えて設定される引当金をいう。

Point ② 貸倒見積高の算定

「金融商品に関する会計基準」では、原則として、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つに分類し、各区分に応じた貸倒見積高の算定方法により貸倒見積高を算定する。

分 類	定 義	貸倒見積高の算定方法
一 般 債 権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の貸倒実績率等合理的な基準による貸倒見積高を算定する（ 貸倒実績率法 ）。
貸倒懸念債権	経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権	次のいずれかの方法によって算定する。 ・ 債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額について合理的な見積もりによる貸倒見積高を算定する（財務内容評価法）。 ・ 将来キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当初の約定利子率で割引いた現在価値と帳簿価額との差額を貸倒見積高とする（キャッシュ・フロー見積法）。
破産更生債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額を貸倒見積高とする（ 財務内容評価法 ）。

例題 1

A社では、一般債権（平均回収期間は1年未満）について、過去3期の貸倒実績率の平均により当期末に適用する貸倒実績率を決定している。以下の資料により求められるA社の×4年度の貸倒引当金計上額はいくらですか。

【資料】

	×1年度	×2年度	×3年度	×4年度
期末残高	1,800千円	2,000千円	1,900千円	2,100千円
貸倒実績	—	36千円	50千円	57千円

- A 28.0千円
- B 38.0千円
- C 40.4千円
- D 48.8千円
- E 52.5千円

解答

E

解 説

一般債権については、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒見積高を算定する。具体的には、×4年度の期末債権残高に、貸倒実績率を乗じて貸倒見積高を算定する。なお、貸倒実績率は、期首債権残高に対する貸倒損失の発生割合とし、当期に適用する貸倒実績率は、過去3期の貸倒実績率の平均とする。貸倒実績率は、次の計算式に基づいて算定する。

$$\times 1 \text{ 年度の期末残高に対する貸倒実績率} = 36 \text{ 千円} \div 1,800 \text{ 千円} = 2.00\%$$

$$\times 2 \text{ 年度の期末残高に対する貸倒実績率} = 50 \text{ 千円} \div 2,000 \text{ 千円} = 2.50\%$$

$$\times 3 \text{ 年度の期末残高に対する貸倒実績率} = 57 \text{ 千円} \div 1,900 \text{ 千円} = 3.00\%$$

過去3期の貸倒実績率の平均 $= (2.00\% + 2.50\% + 3.00\%) \div 3 = 2.50\%$
 最終的に、×4年度の期末債権残高に、上記で算出した貸倒実績率を乗じて貸倒引当金計上額を算定する。計算式で示すと次のとおりである。

×4年度の期末残高2,100千円 $\times$ 貸倒実績率2.50% = 52.5千円

	×1年度	×2年度	×3年度	×4年度	×5年度
期末残高	1,800千円	2,000千円	1,900千円	2,100千円	
貸倒実績	—	36千円	50千円	57千円	?

貸倒実績率

過去3年の平均貸倒実績率2.50%により予想

例題 2

B社では、当期末において、貸倒懸念債権（債権金額1,000千円、約定利子率10%、残存期間2年）について、約定利子率を5%に引き下げる支払条件の緩和を行った。この場合の貸倒見積高はいくらですか。なお、利払は年一回毎期末に行われ、返済期限時に元本と最終の利子を一括して返済する契約である。

- A 0千円
- B 87千円
- C 92千円
- D 128千円
- E 174千円

解答

B

解 説

貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定方法は、財務内容評価法とキャッシュ・フロー見積法の2つの評価方法があり、本問ではキャッシュ・フロー見積法を適用した場合の貸倒見積高が問われている。キャッシュ・フロー見積法は、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受け取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり、当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と、債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法である。計算式を示すと以下のとおりである。

将来キャッシュ・フローの割引現在価値合計

$$= \frac{50}{(1+0.1)} + \frac{50+1,000}{(1+0.1)^2} \approx 913.22 \text{千円}$$

	× 10% →	100 (変更前)	1,000
1,000	× 5% →	50 (変更後)	100 (変更前) 50 (変更後)

$$45.454 \dots \leftarrow \frac{50}{(1+0.1)}$$

$$867.768 \dots \leftarrow \frac{50+1,000}{(1+0.1)^2}$$

将来キャッシュ・フローは変更後の利子率で算定する。
割引現在価値は変更前の利子率を適用する。

913.2... : 割引現在価値合計

貸倒見積高

= 債権金額1,000千円

－ 将来キャッシュ・フローの割引現在価値合計913千円

= 87千円

3 有価証券

Point ① 有価証券の分類（保有目的別分類）

分 類	定 義
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券
子会社株式及び 関連会社株式	支配力の行使を目的として保有する株式（子会社株式）と影響力の行使を目的として保有する株式（関連会社株式）
その他有価証券	売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券

Point ② 有価証券の表示

① 有価証券の貸借対照表上の表示区分

有価証券の種類		貸借対照表上の表示区分	表示科目
売買目的有価証券		流動資産	有価証券
満期保有	1年内償還予定		
目的の債券	1年超償還予定	固定資産 (投資その他の資産)	投資有価証券
子会社株式及び関連会社株式			関係会社株式
その他有価証券			投資有価証券

② 売買損益の損益計算書上の表示区分

有価証券の種類		損益計算書上の表示区分	表示科目
売買目的有価証券		営業外損益	有価証券売却損（益）
満期保有	1 年内償還		
目的の債券	1 年超償還	特別損益	投資有価証券売却損（益）
子会社株式及び関連会社株式			関係会社株式売却損（益）
その他有価証券			投資有価証券売却損（益）

Point ③ 有価証券の評価

分 類	貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券	時価	当期の損益 （営業外収益または営業外費用）
満期保有目的の債券	取得原価	—
	償却原価	当期の損益 （営業外収益または営業外費用）
子会社・関連会社株式	取得原価	—
その他有価証券	時価	評価益：純資産の部 評価損：純資産の部または営業外費用

① 売買目的有価証券

時価により評価し、評価差額を損益計算書に当期の損益（有価証券評価損益もしくは有価証券運用損益）として計上する。売買目的の有価証券の評価差額は、売却が予定されており、また企業が保有している期間の財務活動の成果を表すため、実現損益に準ずる性格のものとして、当期の損益に含めるものとする。

② 満期保有目的の債券

取得原価により評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、その差額が金利調整と認められる場合には**償却原価法を適用**しなければならない。

なお、債券金額より低い価額で取得し、以後債券金額まで増額させる場合をアキュムレーションと呼び、債券金額よりも高い価額で取得し、以後債券金額まで減額させる場合をアモチゼーションと呼ぶことがある。

③ 子会社株式及び関連会社株式

取得原価により評価する。子会社株式及び関連会社株式は、事業に対する投資と同様の性格と考えられ、時価の変動が財務活動の成果を表すものではないため、取得原価により評価する。

④ その他有価証券

時価により評価する。その他有価証券は、その性格上ただちに売却や換金を行うものではないため、評価差額を当期の損益に反映されることは適切ではない。したがって、原則的には純資産の部に計上する。

評価差額については洗替法に基づき、次のどちらかを選択適用できる。

a. 評価差額（評価益及び評価損）の合計額を純資産の部に計上する。（**全部純資産直入法**）

b. 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額（評価益）は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額（評価損）は当期の損失として処理する。（**部分純資産直入法**）

原則として、全部純資産直入法を適用するが、継続適用を条件として部分純資産直入法を適用することもできる。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。

⑤ 時価

有価証券に係る時価とは、「時価の算定に関する会計基準」に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格である。

⑥ 市場価格のない株式等の取扱い

市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものは、同様の取扱いとする。これらを合わせて「市場価格のない株式等」という。

⑦ 減損処理

満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、**時価が著しく下落**したときは**回復する見込みがある場合を除き**、時価により評価し、評価差額を当期の損失（特別損失）として処理しなければならない（強制評価減）。

また、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額を当期の損失（特別損失）として処理しなければならない（実価法）。

なお、これらの場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする（切放法の適用）。

Point ④ 評価差額のその後の会計処理方法

評価差額のその後の会計処理方法は、**売買目的有価証券**については**洗替法と切放法の選択適用**が認められており、**その他有価証券**については**洗替法のみ**認められている。

① 洗替法

洗替法とは、期末に時価評価した金額を翌期首に元の金額、すなわち帳簿価額（取得原価）に戻す会計処理方法である。したがって、当期末において時価と比較される金額は、帳簿価額（取得原価）となる。

② 切放法

切放法とは、期末に時価評価した金額を翌期首に帳簿価額（取得原価）に戻さず、時価評価した金額をそのまま翌期の帳簿価額として会計処理する方法である。したがって、当期末において時価と比較される金額は、前期末の時価となる。

取得原価500、前期末時価600、当期末時価700とした場合、両方法を比較すると下記ようになる。

取得	前期末	当期末	
500	600	700	
	→500		
←		→	洗替法
500	600	700	
	←	→	切放法

例題 3

金融商品の会計処理に関する次の記述のうち、正しいものはどれですか。

- A 売買目的有価証券は時価で貸借対照表に計上されるが、評価差額は未実現利益のため、期間損益には反映されない。
- B 子会社株式は原則として時価評価され、その評価差額は純資産の部に計上される。
- C その他有価証券の会計処理に全部純資産直入法を適用した場合、その評価差額は当期純損益計算に影響を与えない。
- D 原価法や償却原価法が適用される有価証券が時価で評価されることはない。

解答

C

解説

- A 正しくない。売買目的有価証券は、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券で、貸借対照表には時価で評価した金額を計上し、その評価差額は、損益計算書に当期の損益として計上される。
- B 正しくない。子会社株式は、取得原価によって貸借対照表に計上される。したがって、評価損益は原則として発生しない。
- C 正しい。全部純資産直入法では、評価差額の合計額を純資産の部のその他有価証券評価差額金に計上するため、純資産の金額に影響を与えるが、当期純損益計算には影響を与えない。
- D 正しくない。満期保有目的の債券ならびに子会社株式及び関連会社株式については、時価または実質価額が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価または実質価額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

例題 4

当期末の有価証券に関する資料を参照して、次の各問に答えなさい。その他有価証券については、全部純資産直入法によることとし、税効果会計は適用しない。

【資料】

銘 柄	保有目的	取得価額	期末時価
A 社株式	売 買	10,000千円	12,000千円
B 社株式	支 配 ^{*1}	10,000千円	9,000千円
C 社株式	その他	10,000千円	11,000千円
D 社株式	その他	10,000千円	4,000千円 ^{*2}

※1 B社は当社の子会社である。

※2 D社株式については、著しい時価の下落であり、時価が回復する見込みは不明である。

問1 貸借対照表の流動資産の部に計上される有価証券はいくらですか。

- A 10,000千円
- B 12,000千円
- C 16,000千円
- D 21,000千円
- E 25,000千円

問2 貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券評価差額金はいくらですか。

- A △5,000千円
- B △4,000千円
- C 0千円
- D 1,000千円
- E 3,000千円

問3 当期の損益の合計はいくらですか。

A △6,000千円

B △5,000千円

C △4,000千円

D 1,000千円

E 2,000千円

解答



問1 B

問2 D

問3 C

解 説

問1 各有価証券の評価と表示は以下のとおりである。

銘 柄	表 示	評価	取得価額	期末時価
A社株式	有 価 証 券(流動資産)	時価	10,000千円	<u>12,000千円</u>
B社株式	関係会社株式(固定資産)	原価	<u>10,000千円</u>	9,000千円
C社株式	投資有価証券(固定資産)	時価	10,000千円	<u>11,000千円</u>
D社株式	投資有価証券(固定資産)	時価	10,000千円	<u>4,000千円</u>

上記より、貸借対照表の流動資産の部には、A社株式が12,000千円で計上される。

問2 各有価証券の評価差額の取扱いは以下のとおりである。

銘 柄	評価	取得価額	期末時価	評価差額の取扱い
A社株式	時価	10,000千円	<u>12,000千円</u>	有価証券評価益 <u>2,000千円</u>
B社株式	原価	<u>10,000千円</u>	9,000千円	評価差額なし
C社株式	時価	10,000千円	<u>11,000千円</u>	その他有価証券評価差額金 <u>1,000千円</u>
D社株式	時価	10,000千円	<u>4,000千円</u>	投資有価証券評価損 <u>6,000千円</u>

上記より、貸借対照表の純資産の部に計上される時価評価差額は、C社株式に係るその他有価証券評価差額金1,000千円のみである。D社株式に係る評価差額は、減損処理が適用され、純資産の部には計上されない。

問3 問2の評価差額の取扱いをみると、当期の損益として計上されるのは、A社株式とD社株式の評価差額である。D社株式は、時価が著しく下落し、回復する見込みが不明のため、減損処理を適用し、評価差額は当期

の損失として計上する。

当期の損益＝A社株式評価益2,000千円

＋D社株式評価損(△6,000千円)＝△4,000千円

例題 5

当社の当期における保有状況は、下表のとおりである。よって、次の各問に答えなさい。

(単位：千円)

銘柄	取得原価	前期末時価	当期購入額	当期末時価	備考
A社株式	1,500	2,000	－	1,800	売 買
B社株式	800	(注1)	800	1,100	売 買
C社株式	2,000	2,200	－	2,300	その他
D社株式	1,600	1,800	－	1,700	その他

(注1) B社株式は当期購入のため、前期末は保有していない。

(注2) 税効果会計は適用しない。

(注3) 売買目的有価証券については切放法、その他有価証券については洗替法で処理する。

問1 当期末の当期純利益に算入される時価評価差額の合計はいくらですか。

- A 100千円
- B 300千円
- C 600千円
- D 800千円
- E 1,000千円

問2 当期末の貸借対照表の純資産の部に計上するその他有価証券評価差額金の合計はいくらですか。なお、その他有価証券については、全部純資産直入法を採用している。

- A 0千円
- B 100千円
- C 400千円
- D 600千円
- E 900千円

解答

問1 A

問2 C

解説

本問では、当期末時価と比較する金額が問題となる。つまり、前期末以前に取得した場合、売買目的有価証券（A社株式及びB社株式）、その他有価証券（C社株式及びD社株式）ともに時価評価の対象となることから、取得原価と前期末時価が比較の候補となり得る。

この場合、当期末時価と比較する金額は、会計処理として切放法か洗替法かにより決定される。

切放法：前期末に時価評価した金額をベースに考える。

前期末時価⇔当期末時価

洗替法：前期末に時価評価した金額を当期首に元に戻し、取得原価をベースに考える。

取得原価⇔当期末時価

なお、問1では当期純利益に算入される時価評価差額が問われていることから、売買目的有価証券が対象となる。また、問2では純資産に計上される

その他有価証券評価差額金が問われていることから、その他有価証券が対象となる。各有価証券の評価差額は、以下のように求められる。

問1〔売買目的有価証券：切放法〕

	取得原価	前期末時価	当期末時価	評価差額
A社 (売買)	1,500	<u>2,000</u>	<u>1,800</u>	$\Delta 200$ ←1,800と2,000の差 +500(切放法)
B社 (売買)	—	—	<u>800</u>	<u>1,100</u> ←1,100と800の差 +300 +100…問1：A

※ 売買目的有価証券の評価差額は、有価証券評価損益として、当期純利益に算入される。

問2〔その他有価証券：洗替法〕

	取得原価	前期末時価	当期末時価	評価差額
C社 (その他)	<u>2,000</u>	2,200	<u>2,300</u>	+300 ←2,300と2,000の差 +200 $\Delta 200$ (洗替法)
D社 (その他)	<u>1,600</u>	1,800	<u>1,700</u>	+100 ←1,700と1,600の差 +200 $\Delta 200$ (洗替法) +400…問2：C

※ 全部純資産直入法を採用している場合、その他有価証券の評価差額は、その他有価証券評価差額金として、純資産の部に計上される。

例題 6

当社（決算日12月31日）は、20×1年1月1日にA社社債を97,000円（額面100,000円、満期日20×3年12月31日、券面利率（クーポン・レート）2%、利払いは年1回；12月末日）で取得した。

当社は満期まで当該社債を保有する予定である。なお、取得原価と額面価額との差額は金利の調整と認められ、実効利率は3.062%、利息法で処理するものとする。20×2年度末のA社社債の貸借対照表価額を求めなさい。

- A 97,000円
- B 97,970円
- C 98,970円
- D 100,000円
- E 100,970円

解答

C

解 説

償却原価法における利息法とは、帳簿価額に每期実効利率を乗じた金額から、クーポン受取額（額面×券面利率）を差し引いた金額をその年度の金利調整差額として帳簿価額に加算または減算する方法である。

なお、求めるべき金額は、20×2年度末の金額であることに注意する。

以上より、各年度の金額を算定した結果は下記のとおりである。

	利息配分額 ^{※1}	クーポン収入 ^{※2}	金利調整差額の償却額 ^{※3}	帳簿価額 ^{※4}
20×1年1月1日	—	—	—	97,000
20×1年12月31日	2,970	2,000	970	97,970
20×2年12月31日	3,000	2,000	1,000	<u>98,970</u>
20×3年12月31日	3,030	2,000	1,030	100,000

※1 利息配分額＝期首(前期末)帳簿価額×実効利率3.062%

※2 クーポン収入＝額面金額100,000円×券面利率2%

※3 金利調整差額の償却額＝利息配分額－クーポン収入

※4 期末帳簿価額＝期首(前期末)帳簿価額＋金利調整差額の償却額

ちなみに、利息法ではなく、定額法により処理すると下記のようなになる。
定額法は、金利調整差額を期間により配分する方法である。

金利調整差額の償却額＝(100,000円－97,000円)÷3年＝1,000円

期末帳簿価額＝期首(前期末)帳簿価額＋金利調整差額の償却額

20×1年12月31日の帳簿価額＝97,000円＋1,000円＝98,000円

20×2年12月31日の帳簿価額＝98,000円＋1,000円＝99,000円

20×3年12月31日の帳簿価額＝99,000円＋1,000円＝100,000円